

旧	新
<p>第1節 公共施設の災害復旧事業計画 (略)</p> <p>第2 災害復旧計画 (略)</p> <p>1 河川災害復旧計画</p> <p>町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは公共土本施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推抄させる。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害復興計画の作成 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(※本新旧対照表では、簡易な語句の修正などは省略しています。)</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧事業計画 (略)</p> <p>第2 災害復旧計画 (略)</p> <p>1. <u>河川災害復旧計画</u></p> <p>町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは公共土本施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推抄させる。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 国、県による復旧工事の代行</b></p> <p><b>1. <u>町管理道路の災害復旧工事における権限代行制度</u></b></p> <p><u>国は、町管理道路について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町管理道路の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><b>2. <u>町道の災害復旧工事における権限代行制度</u></b></p> <p><u>県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><b>3. <u>河川災害復旧工事等における権限代行制度</u></b></p> <p>(1) <u>河川の災害復旧工事等</u></p> <p><u>国は、町長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>河川の埋塞に係る維持</u></p> <p><u>国は、災害が発生した場合において、町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、町長から要請があり、かつ町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><b>第4 災害復興計画の作成 (略)</b></p>

旧	新																																																																																																																						
<p><b>第2節 農林漁業経営安定計画</b> (略)</p> <p><b>第3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)(以下「天災融資法」という。)による融資</b></p> <p>1 支援の内容 (略)</p> <p style="text-align: center;">天災融資法</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>天災融資法</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">融資限度額</th> <th colspan="3">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①損失額の%</th> <th colspan="2">②万円</th> </tr> <tr> <th>個 人</th> <th>法 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">林業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>60</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>貸付利率、償還期限</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 格 者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額			①損失額の%	②万円		個 人	法 人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,000	資 格 者	貸付利率	償還期限	(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内	<p><b>第5 中長期における技術職員の派遣要請</b> <u>町は、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。</u></p> <p><b>第2節 農林漁業経営安定計画</b> (略)</p> <p><b>第3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)(以下「天災融資法」という。)による融資</b></p> <p>1 支援の内容 (略)</p> <p style="text-align: center;">天災融資法</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>貸付利率、償還期限</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 格 者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>激甚災害法</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">融資限度額</th> <th colspan="3">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①損失額の%</th> <th colspan="2">②万円</th> </tr> <tr> <th>個 人</th> <th>法 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">林業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>60</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>貸付利率、償還期限</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 格 者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>4年、5年、<u>6年</u>以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>6年、<u>7年</u>以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td><u>7年</u>以内</td> </tr> </tbody> </table>	資 格 者	貸付利率	償還期限	(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内	区 分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額			①損失額の%	②万円		個 人	法 人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,000	資 格 者	貸付利率	償還期限	(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	4年、5年、 <u>6年</u> 以内	(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	6年、 <u>7年</u> 以内	(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	<u>7年</u> 以内
区 分			融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																																																																			
				①損失額の%	②万円																																																																																																																		
	個 人	法 人																																																																																																																					
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500																																																																																																																			
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																																																			
林業者		60	250	2,000																																																																																																																			
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																																																			
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																																																			
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																																																			
	一般漁業者	60	250	2,000																																																																																																																			
資 格 者	貸付利率	償還期限																																																																																																																					
(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																																					
(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																																																					
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																																																					
資 格 者	貸付利率	償還期限																																																																																																																					
(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																																					
(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																																																					
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																																																					
区 分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																																																																					
		①損失額の%	②万円																																																																																																																				
			個 人	法 人																																																																																																																			
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500																																																																																																																			
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																																																			
林業者		60	250	2,000																																																																																																																			
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																																																			
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																																																			
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																																																			
	一般漁業者	60	250	2,000																																																																																																																			
資 格 者	貸付利率	償還期限																																																																																																																					
(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	4年、5年、 <u>6年</u> 以内																																																																																																																					
(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	6年、 <u>7年</u> 以内																																																																																																																					
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	<u>7年</u> 以内																																																																																																																					

旧	新												
<p>(略)</p> <p><b>第4節 被災者の生活支援のための緊急措置</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">実施機関</td> <td style="width: 15%;">町の主な担当課</td> <td>住民生活課、税務課、健康福祉課、商工振興課、建設課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町以外の機関等</td> <td>県、各学校施設、五城目町社会福祉協議会、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会（NHK）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2 生活相談窓口の設置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4 租税の徴収猶予及び減免の措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 町税等の特別措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 問合せ 町（税務課）</p> <p>(略)</p> <p><b>第5 国民健康保険税、介護保険料の減免・猶予等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 対象者</b></p> <p>保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や町（健康福祉課、税務課）及び国民健康保険組合に確認が必要である。</p> <p><b>3 問合せ</b></p> <p>町（健康福祉課、税務課）、国民健康保険組合、健康保険組合、日本年金機構</p> <p><b>第6 応急住宅等の提供</b></p>	実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務課、健康福祉課、商工振興課、建設課、学校教育課		町以外の機関等	県、各学校施設、五城目町社会福祉協議会、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会（NHK）	<p>(略)</p> <p><b>第4節 被災者の生活支援のための緊急措置</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">実施機関</td> <td style="width: 15%;">町の主な担当課</td> <td>住民生活課、<u>税務会計課</u>、健康福祉課、商工振興課、建設課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町以外の機関等</td> <td>県、各学校施設、五城目町社会福祉協議会、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会（NHK）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2 被災者支援の総合的・効率的な実施</b></p> <p><u>町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとする。</u></p> <p><u>町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>第3 生活相談窓口の設置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5 租税の徴収猶予及び減免の措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 町税等の特別措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 問合せ 町（<u>税務会計課</u>）</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 国民健康保険税、介護保険料等の減免・猶予等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 対象者</b></p> <p>保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や町（健康福祉課、<u>税務会計課</u>）及び国民健康保険組合に確認が必要である。</p> <p><b>3 問合せ</b></p> <p>町（健康福祉課、<u>税務会計課</u>）、国民健康保険組合、健康保険組合、日本年金機構</p> <p><b>第7 応急住宅等の提供</b></p>	実施機関	町の主な担当課	住民生活課、 <u>税務会計課</u> 、健康福祉課、商工振興課、建設課、学校教育課		町以外の機関等	県、各学校施設、五城目町社会福祉協議会、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会（NHK）
実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務課、健康福祉課、商工振興課、建設課、学校教育課											
	町以外の機関等	県、各学校施設、五城目町社会福祉協議会、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会（NHK）											
実施機関	町の主な担当課	住民生活課、 <u>税務会計課</u> 、健康福祉課、商工振興課、建設課、学校教育課											
	町以外の機関等	県、各学校施設、五城目町社会福祉協議会、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会（NHK）											

旧	新																																						
<p>(略)</p> <p><b>第7 住宅資金の貸付等</b></p> <p>被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。</p> <p><b>1 災害復興住宅融資（建設）</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td>                     (1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。                      (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。                      (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。                      (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。                      ①融資限度額                     <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> <th>整地費</th> </tr> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> <td>380万円</td> </tr> </table>                     ②返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）                      ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要                 </td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>住宅金融支援機構</td> </tr> </table> <p><b>2 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td>                     (1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。                      (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。                      (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。                      (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。                      ア 新築住宅                      ①融資限度額                     <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。 (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ①融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> <th>整地費</th> </tr> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> <td>380万円</td> </tr> </table> ②返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。） ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費	1,460万円	450万円	970万円	380万円	対 象 者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）	問合せ先	住宅金融支援機構	支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。 (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ア 新築住宅 ①融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </table>	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円	450万円	970万円	<p>(略)</p> <p><b>第8 住宅資金の貸付等</b></p> <p>被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。</p> <p><b>1 災害復興住宅融資（建設、購入）</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td>                     (1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設場合に受けられる融資。                      (2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。                      (3) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。                      ①融資限度額                     <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">建設の場合</td> <td style="text-align: center;">土地を取得する場合：5,500万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">購入の場合</td> <td style="text-align: center;">土地を取得しない場合：4,500万円</td> </tr> </table>                     ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内                      ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要                 </td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>住宅金融支援機構</td> </tr> </table> <p><b>2 災害復興住宅融資（中古リフォーム一体型）</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td>                     (1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、<u>中古住宅の購入資金及びリフォームする際の資金に対する</u>融資。                      ①融資限度額  <u>各所要額（購入費およびリフォーム工事費）の合計額または5,500万円のいずれか低い額が限度（10万円以上1万円単位）</u>                      ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内                      ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要                 </td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>住宅金融支援機構</td> </tr> </table>	支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設場合に受けられる融資。 (2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (3) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ①融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">建設の場合</td> <td style="text-align: center;">土地を取得する場合：5,500万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">購入の場合</td> <td style="text-align: center;">土地を取得しない場合：4,500万円</td> </tr> </table> ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要	建設の場合	土地を取得する場合：5,500万円	購入の場合	土地を取得しない場合：4,500万円	対 象 者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）	問合せ先	住宅金融支援機構	支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、 <u>中古住宅の購入資金及びリフォームする際の資金に対する</u> 融資。 ①融資限度額 <u>各所要額（購入費およびリフォーム工事費）の合計額または5,500万円のいずれか低い額が限度（10万円以上1万円単位）</u> ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要	対 象 者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）	問合せ先	住宅金融支援機構
支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。 (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ①融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> <th>整地費</th> </tr> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> <td>380万円</td> </tr> </table> ②返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。） ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費	1,460万円	450万円	970万円	380万円																														
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費																																				
1,460万円	450万円	970万円	380万円																																				
対 象 者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）																																						
問合せ先	住宅金融支援機構																																						
支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。 (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ア 新築住宅 ①融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> <tr> <td>1,460万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </table>	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円	450万円	970万円																																
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費																																					
1,460万円	450万円	970万円																																					
支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設場合に受けられる融資。 (2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (3) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ①融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">建設の場合</td> <td style="text-align: center;">土地を取得する場合：5,500万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">購入の場合</td> <td style="text-align: center;">土地を取得しない場合：4,500万円</td> </tr> </table> ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要	建設の場合	土地を取得する場合：5,500万円	購入の場合	土地を取得しない場合：4,500万円																																		
建設の場合	土地を取得する場合：5,500万円																																						
購入の場合	土地を取得しない場合：4,500万円																																						
対 象 者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）																																						
問合せ先	住宅金融支援機構																																						
支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、 <u>中古住宅の購入資金及びリフォームする際の資金に対する</u> 融資。 ①融資限度額 <u>各所要額（購入費およびリフォーム工事費）の合計額または5,500万円のいずれか低い額が限度（10万円以上1万円単位）</u> ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要																																						
対 象 者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）																																						
問合せ先	住宅金融支援機構																																						

旧		新							
	<p>②返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）</p> <p>③金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> <p>イ 中古住宅</p> <p>①融資限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>基本融資</td> <td>特例加算（一般分）</td> <td>土地取得費</td> </tr> <tr> <td>1,460万円又は1,160万円</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </table> <p>②返済期間：35年又は25年（融資タイプ・構造による。）</p> <p>③金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円又は1,160万円	450万円	970万円		
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費							
1,460万円又は1,160万円	450万円	970万円							
対象者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であつて、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）								
問合せ先	住宅金融支援機構								
<b>3 災害復興住宅融資（補修）</b>		<b>3. 災害復興住宅融資（補修）</b>							
支援の内容	<p>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。</p> <p>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>(3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない。）。</p> <p>①融資限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>基本融資</td> <td>整地費</td> <td>引方移転費用</td> </tr> <tr> <td>640万円</td> <td>380万円</td> <td>380万円</td> </tr> </table> <p>②返済期間：20年</p> <p>③金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	整地費	引方移転費用	640万円	380万円	380万円	支援の内容	<p>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。</p> <p>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>(3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない。）。</p> <p>①融資限度額 <u>所要額又は2,500万円のいずれか低い額（10万円以上1万円単位）</u></p> <p>②返済期間：<u>35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内</u></p> <p>③金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>
基本融資	整地費	引方移転費用							
640万円	380万円	380万円							
対象者	(1) 本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。	対象者	(1) 本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。						
問合せ先	住宅金融支援機構	問合せ先	住宅金融支援機構						
<b>4 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更</b>		<b>4. 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更</b>							
支援の内容	<p>(1) 住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。</p> <p>①返済金の払込みの据置：1～3年間</p> <p>②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減</p> <p>③返済期間の延長：1～3年</p> <p>(2) 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。</p>	支援の内容	<p>(1) 住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。</p> <p>①返済金の払込みの据置：1～3年間</p> <p>②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減</p> <p>③返済期間の延長：1～3年</p> <p>(2) 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。</p>						
対象者	(1) 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者	対象者	(1) 事業財産等又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者 (2) 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者						

旧		新	
	(2) 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者 (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者		(3) 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者
問合せ先	住宅金融支援機構又は取扱金融機関	問合せ先	住宅金融支援機構又は取扱金融機関
<b>5 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）</b>		<b>5. 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）</b>	
支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費を貸し付けるもの。 ①貸付限度額：250万円（目安） ②貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③据置期間：6か月以内 ④償還期間：7年以内（目安）	支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費を貸し付けるもの。 ①貸付限度額： <u>150</u> 万円（目安） ②貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③据置期間：6か月以内 ④償還期間：7年以内（目安）
対象者	(2) 低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。	対象者	(2) 低所得世帯、 <u>障害</u> 者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。
問合せ先	県、町（健康福祉課）、社会福祉協議会	問合せ先	県、町（健康福祉課）、社会福祉協議会
<b>6 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金</b>		<b>6. 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金</b>	
支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ①貸付限度額：200万円以内 ②貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合） ③据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④償還期間：7年以内	支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ①貸付限度額：200万円以内 ②貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年 <u>1.0</u> %（連帯保証人がいない場合） ③据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④償還期間：7年以内
対象者	(1) 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。	対象者	(1) 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。
問合せ先	県、町（健康福祉課）	問合せ先	県、町（健康福祉課）
<b>7 住宅防災工事資金融資</b>		<b>7. 宅地防災工事資金融資</b>	
支援の内容	(1) 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は命令が出される。 (2) 改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資するもの。 ① 融資限度額：1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額 ② 償還期間：15年以内 ③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要	支援の内容	(1) 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は命令が出される。 (2) 改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。） <u>、その他（例：ネットフェンスの設置）</u> の工事のための費用を融資するもの。 ① 融資限度額： <u>1,190万円（10万円以上1万円単位）※工事費が限度</u> ② 償還期間： <u>20年または年齢による最長返済期間のいずれか短い年数以内</u> ③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

旧		新												
対象者	(1) 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者	対象者	(1) 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者											
問合せ先	住宅金融支援機構	問合せ先	住宅金融支援機構											
<b>8 地すべり等関連住宅融資</b>		<b>8 地すべり等関連住宅融資</b>												
支援の内容	<p>(1) 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの。</p> <p>(2) 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。</p> <p>①地すべり関連住宅 地すべり等防止法の規定により知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p>②土砂災害関連住宅 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p>(3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>ア 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入</p> <p>①融資限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>移転資金、建設資金又は新築購入資金</td> <td>土地取得資金</td> </tr> <tr> <td>1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算（一般分） 450万円</td> </tr> </table> <p>②返済期間：35年又は25年（構造による。特例加算（一般分）の返済期間は、移転資金、建設資金又は新築購入資金の返済期間に同じ。）</p> <p>③金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> <p>イ 中古住宅の購入</p> <p>①融資限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>購入資金</td> <td>特例加算（一般分）</td> <td>土地取得費</td> </tr> <tr> <td>1,460万円 又は1,160万円 又は950万円 ※融資タイプ・構造による</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </table> <p>②返済期間：35年又は25年（融資タイプ・構造による。）</p> <p>③金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金	1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	970万円	特例加算（一般分） 450万円		購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円 又は1,160万円 又は950万円 ※融資タイプ・構造による	450万円	970万円	<p>(1) 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの。</p> <p>(2) 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。</p> <p><u>ア 地すべり関連住宅</u> 地すべり等防止法の規定により知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p><u>イ 土砂災害関連住宅</u> 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p><u>ウ 密集市街地関連住宅</u> 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p><u>エ 浸水被害防止区域関連住宅</u> 特定都市河川浸水被害対策法の規定による勧告（家屋の移転または除却を実施すべき旨の勧告である場合に限る。）に基づいて移転される家屋または勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p><u>オ 津波災害特別警戒区域関連住宅</u> 津波防災地域づくりに関する法律の規定による勧告（家屋の移転または除却を実施すべき旨の勧告である場合に限る。）に基づいて移転される家屋または勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p><u>カ 災害予防補助事業等関連住宅</u> 次の①または②の場合に該当し、これらの場合に基づいて移転される家屋またはこれらの場合に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p>① <u>家屋について移転し、または除却する必要がある、かつ、当該家屋の敷地の全部または一部が次の i または ii の区域に含まれる場合</u> i <u>防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の規定による集団移転促進事業で家屋の移転等を行う場合</u> ii <u>建築基準法の規定により地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（同条第2項の規定により当該区域内における家屋の建築の禁止が定められた区域に限る。）</u></p> <p>② <u>家屋について移転し、または除却する必要がある、かつ、当該家屋について移転または除却その他これに準ずる措置に要する費用の全部または一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定した場合</u></p> <p>(3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p>
移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金													
1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	970万円													
特例加算（一般分） 450万円														
購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費												
1,460万円 又は1,160万円 又は950万円 ※融資タイプ・構造による	450万円	970万円												
対象者	(1) 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、借入人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者。	支援の内容												
問合せ先	住宅金融支援機構													

旧	新						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1614 191 1771 489"></td> <td data-bbox="1771 191 2718 489"> <p>ア 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入</p> <p>①融資限度額</p> <p><u>移転資金、建設資金の場合</u></p> <p><u>土地を取得する場合：5,500万円</u></p> <p><u>土地を取得しない場合：4,500万円</u></p> <p><u>購入資金の場合：5,500万円</u></p> <p>②返済期間:35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 489 1771 604">対象者</td> <td data-bbox="1771 489 2718 604">(1) 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、借入人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 604 1771 642">問合せ先</td> <td data-bbox="1771 604 2718 642">住宅金融支援機構</td> </tr> </table>		<p>ア 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入</p> <p>①融資限度額</p> <p><u>移転資金、建設資金の場合</u></p> <p><u>土地を取得する場合：5,500万円</u></p> <p><u>土地を取得しない場合：4,500万円</u></p> <p><u>購入資金の場合：5,500万円</u></p> <p>②返済期間:35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	対象者	(1) 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、借入人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者。	問合せ先	住宅金融支援機構
	<p>ア 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入</p> <p>①融資限度額</p> <p><u>移転資金、建設資金の場合</u></p> <p><u>土地を取得する場合：5,500万円</u></p> <p><u>土地を取得しない場合：4,500万円</u></p> <p><u>購入資金の場合：5,500万円</u></p> <p>②返済期間:35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>						
対象者	(1) 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、借入人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者。						
問合せ先	住宅金融支援機構						
	<p><b>9. 災害復興住宅融資（賃貸住宅リフォーム）</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1614 688 1771 1140">支援の内容</td> <td data-bbox="1771 688 2718 1140"> <p><u>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた賃貸住宅の所有者が住宅を賃貸する事業を行うために賃貸住宅を補修する場合に受けられる融資。</u></p> <p><u>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</u></p> <p><u>(3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</u></p> <p>①融資限度額</p> <p><u>2,500万円と工事費などの所要額のいずれか低い額（1万円単位）</u></p> <p>②返済期間：35年</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1140 1771 1213">対象者</td> <td data-bbox="1771 1140 2718 1213"><u>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、賃貸住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1213 1771 1255">問合せ先</td> <td data-bbox="1771 1213 2718 1255">住宅金融支援機構</td> </tr> </table>	支援の内容	<p><u>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた賃貸住宅の所有者が住宅を賃貸する事業を行うために賃貸住宅を補修する場合に受けられる融資。</u></p> <p><u>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</u></p> <p><u>(3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</u></p> <p>①融資限度額</p> <p><u>2,500万円と工事費などの所要額のいずれか低い額（1万円単位）</u></p> <p>②返済期間：35年</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	対象者	<u>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、賃貸住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。</u>	問合せ先	住宅金融支援機構
支援の内容	<p><u>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた賃貸住宅の所有者が住宅を賃貸する事業を行うために賃貸住宅を補修する場合に受けられる融資。</u></p> <p><u>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</u></p> <p><u>(3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</u></p> <p>①融資限度額</p> <p><u>2,500万円と工事費などの所要額のいずれか低い額（1万円単位）</u></p> <p>②返済期間：35年</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>						
対象者	<u>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、賃貸住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。</u>						
問合せ先	住宅金融支援機構						
	<p><b>10. 災害復興住宅融資（マンション共用部分補修（管理組合申込み））</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1614 1302 1771 1711">支援の内容</td> <td data-bbox="1771 1302 2718 1711"> <p><u>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けたマンションの管理組合がマンションを賃貸する事業を行うためにマンションの共用部分を補修する場合に受けられる融資。</u></p> <p><u>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</u></p> <p>①融資限度額</p> <p><u>修繕工事費以内（10万円以上、1万円単位）</u></p> <p>②返済期間：1年以上10年以内</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1711 1771 1785">対象者</td> <td data-bbox="1771 1711 2718 1785"><u>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、マンションの共用部分に被害を受けた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1785 1771 1858">問合せ先</td> <td data-bbox="1771 1785 2718 1858">住宅金融支援機構</td> </tr> </table>	支援の内容	<p><u>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けたマンションの管理組合がマンションを賃貸する事業を行うためにマンションの共用部分を補修する場合に受けられる融資。</u></p> <p><u>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</u></p> <p>①融資限度額</p> <p><u>修繕工事費以内（10万円以上、1万円単位）</u></p> <p>②返済期間：1年以上10年以内</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	対象者	<u>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、マンションの共用部分に被害を受けた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。</u>	問合せ先	住宅金融支援機構
支援の内容	<p><u>(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けたマンションの管理組合がマンションを賃貸する事業を行うためにマンションの共用部分を補修する場合に受けられる融資。</u></p> <p><u>(2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</u></p> <p>①融資限度額</p> <p><u>修繕工事費以内（10万円以上、1万円単位）</u></p> <p>②返済期間：1年以上10年以内</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>						
対象者	<u>(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、マンションの共用部分に被害を受けた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。</u>						
問合せ先	住宅金融支援機構						

旧	新												
<p><b>第8 災害弔慰金及び見舞金の支給</b></p> <p><b>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</b></p> <p>町は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障がいを受けた被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）」の規定に基づき制定した「五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月22日条例第21号）」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害見舞金</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害障害見舞金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td>(1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(2) 災害により以下のような重い障がいを受けた者 ①両眼が失明した者 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる者 ※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>町（住民生活課）</td> </tr> </table> <p><b>2 災害援護資金の貸付</b></p> <p>災害により住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成49年6月22日条例第21号）」を定め、災害援護資金の貸付を行う。</p>	支援の内容	(1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給	対象者	(2) 災害により以下のような重い障がいを受けた者 ①両眼が失明した者 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる者 ※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。	問合せ先	町（住民生活課）	<p><b>第9 災害弔慰金及び見舞金の支給</b></p> <p><b>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</b></p> <p>町は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受けた被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）」の規定に基づき制定した「五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月22日条例第21号）」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。</p> <p style="color: red;">また、火災または暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害により被害を受けた罹災者に対し、見舞金及び弔慰金の給付を行う。</p> <p>(1) 災害弔慰金</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害障害見舞金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td>(1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。 ①生計維持者が重度の障害を受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障害を受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(2) 災害により以下のような重い障害を受けた者 ①両眼が失明した者 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者 ※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>町（住民生活課）</td> </tr> </table> <p><b>2 災害援護資金の貸付</b></p> <p>災害により住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月22日条例第21号）」を定め、災害援護資金の貸付を行う。</p>	支援の内容	(1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。 ①生計維持者が重度の障害を受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障害を受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給	対象者	(2) 災害により以下のような重い障害を受けた者 ①両眼が失明した者 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者 ※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。	問合せ先	町（住民生活課）
支援の内容	(1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給												
対象者	(2) 災害により以下のような重い障がいを受けた者 ①両眼が失明した者 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる者 ※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。												
問合せ先	町（住民生活課）												
支援の内容	(1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。 ①生計維持者が重度の障害を受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障害を受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給												
対象者	(2) 災害により以下のような重い障害を受けた者 ①両眼が失明した者 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者 ※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。												
問合せ先	町（住民生活課）												

旧		新																																									
支援の内容	<p>(1) 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。</p> <p>①貸付限度額</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居 全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>②貸付利率：年3%（据置期間は無利子）</p> <p>③据置期間：3年以内（特別の場合は5年）</p> <p>④償還期間：10年以内（据置期間を含む。）</p>	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円	支援の内容	<p>(1) 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。</p> <p>①貸付限度額</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居 全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>②貸付利率：無利子</p> <p>③据置期間：3年以内（特別の場合は5年）</p> <p>④償還期間：10年以内（据置期間を含む。）</p>	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																											
ア 当該負傷のみ	150万円																																										
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																																										
ウ 住居の半壊	270万円																																										
エ 住居の全壊	350万円																																										
世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																											
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																																										
イ 住居の半壊	170万円																																										
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																																										
エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円																																										
世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																											
ア 当該負傷のみ	150万円																																										
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																																										
ウ 住居の半壊	270万円																																										
エ 住居の全壊	350万円																																										
世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																											
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																																										
イ 住居の半壊	170万円																																										
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																																										
エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円																																										
対象者	<p>(1) 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象</p> <p>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>②家財の3分の1以上の損害</p> <p>③住居の半壊又は全壊・流失</p> <p>(2) 以下の所得制限がある。</p> <table border="1"> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。</td> </tr> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。	対象者	<p>(1) 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象</p> <p>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>②家財の3分の1以上の損害</p> <p>③住居の半壊又は全壊・流失</p> <p>(2) 以下の所得制限がある。</p> <table border="1"> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。</td> </tr> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。																
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																										
1人	220万円																																										
2人	430万円																																										
3人	620万円																																										
4人	730万円																																										
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。																																										
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																										
1人	220万円																																										
2人	430万円																																										
3人	620万円																																										
4人	730万円																																										
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。																																										
問合せ先	町（住民生活課）	問合せ先	町（住民生活課）																																								
<p><b>3 災害被災者に対する見舞金</b></p> <p>県は、災害により被害を受けた罹災者に対し、その自立更正を助長することを目的として、見舞金の給付を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>支給額</td> <td>                     (1) 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円                      (2) 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者 60万円                      (3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主                 </td> </tr> </table>		支給額	(1) 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円 (2) 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者 60万円 (3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主	<p><b>3. 災害罹被災者に対する見舞金</b></p> <p>県は、災害により被害を受けた罹災者に対し、その自立更正を助長することを目的として、見舞金の給付を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>支給額</td> <td>                     (1) 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円                      (2) 災害により精神又は身体に著しい障<del>害</del>を受けた者 60万円                      (3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主                 </td> </tr> </table>		支給額	(1) 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円 (2) 災害により精神又は身体に著しい障 <del>害</del> を受けた者 60万円 (3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主																																				
支給額	(1) 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円 (2) 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者 60万円 (3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主																																										
支給額	(1) 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円 (2) 災害により精神又は身体に著しい障 <del>害</del> を受けた者 60万円 (3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主																																										

旧			新		
	被害の程度	金額		被害の程度	金額
	全壊、流失	60万円		全壊、流失	60万円
	半壊、床上浸水	20万円		半壊、床上浸水	20万円
	(4) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主			(4) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主	
	被害の程度	金額		被害の程度	金額
	全壊、流失	20万円		全壊、流失	20万円
	半壊、床上浸水	6万円		半壊、床上浸水	6万円
対象者	(1) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯 (2) 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者 (3) 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯 (4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯 (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの。		対象者	(1) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯 (2) 災害により精神又は身体に著しい障 <del>害</del> を受けた者 (3) 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯 (4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯 (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの。	
問合せ先	秋田県（窓口：総務部総合防災課）		問合せ先	秋田県（窓口：総務部総合防災課）	

### 第9 生活資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町、県、社会福祉協議会は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、生活資金等の貸付の措置を講ずるものとする。

なお、住宅再建等に関する資金の貸付等については、同節第7を参照とする。

#### 1 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行うこととなっている。

##### (1) 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、町社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書を、その居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会長に提出するものとする。

##### (2) 貸付金の種類

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。

	福祉費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内（目安）	8か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

##### (3) 対象者

低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯

### 第10 生活資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町、県、社会福祉協議会は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、生活資金等の貸付の措置を講ずるものとする。

なお、住宅再建等に関する資金の貸付等については、同節第8を参照とする。

#### 1 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生~~児童~~委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行うこととなっている。

##### (1) 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、町社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書を、その居住地を担当区域とする民生~~児童~~委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会長に提出するものとする。

##### (2) 貸付金の種類

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。

	福祉費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内（目安）	12か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

##### (3) 対象者

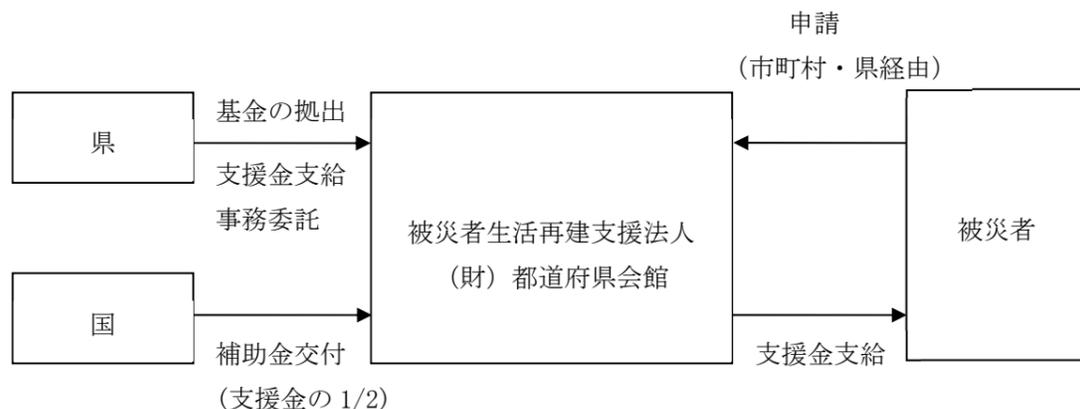
低所得世帯、障~~害~~者又は高齢者世帯

旧	新																																																																																																	
<p>※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外</p> <p><b>2 母子父子寡婦福祉資金の貸付</b></p> <p>県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うこととなっている。このため、町では、健康福祉課に窓口を設け、貸付申請書を備え付けている。</p> <p>(略)</p> <p><b>第10 被災者生活再建支援金の支給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 支援の内容</b></p> <p>自然災害により、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給する。</p> <p>支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。)</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">全壊等</td> <td style="width: 50%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">建設・購入</td> <td style="width: 33%;">補修</td> <td style="width: 33%;">賃借 (公営住宅を除く)</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入 (又は補修) する場合は、合計で200万円 (又は100万円)</p> <p><b>2 対象者</b></p> <p>住宅が全壊等 (※) 又は大規模半壊した世帯が対象。</p> <p>(※) 下記の世帯を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</li> </ul>	全壊等	大規模半壊	100万円	50万円	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	200万円	100万円	50万円	<p>※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外</p> <p><b>2. 母子父子寡婦福祉資金の貸付</b></p> <p>県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うこととなっている。</p> <p>(略)</p> <p><b>第11 被災者生活再建支援金の支給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1. 支援の内容</b></p> <p>自然災害により、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、<u>被災者生活再建支援法に基づき</u>、支援金を支給する。</p> <p>支給額は、<u>次のとおり</u>。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">①基礎支援金</th> <th colspan="2">②加算支援金</th> <th rowspan="2">計 (①+②)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)</td> <td>全壊世帯</td> <td>100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>解体世帯</td> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難世帯</td> <td></td> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">二</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)</td> <td>全壊世帯</td> <td>75万円</td> <td>建設・購入</td> <td>150万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>解体世帯</td> <td></td> <td>補修</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難世帯</td> <td></td> <td>賃貸</td> <td>37.5万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">37.5万円</td> <td>建設・購入</td> <td>150万円</td> <td>187.5万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>37.5万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">二</td> <td>建設・購入</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>37.5万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>18.75万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が全壊した世帯 (<u>全壊世帯</u>)</li> <li>・住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (<u>解体世帯</u>)</li> <li>・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (<u>長期避難世帯</u>)</li> <li>・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (<u>大規模半壊世帯</u>)</li> </ul>	区分	①基礎支援金		②加算支援金		計 (①+②)	(住宅の被害程度)		(住宅の再建方法)		複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	解体世帯		補修	100万円	200万円	長期避難世帯		賃貸	50万円	150万円	大規模半壊世帯	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃貸	50万円	100万円	中規模半壊世帯	二	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃貸	25万円	25万円	単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	解体世帯		補修	75万円	150万円	長期避難世帯		賃貸	37.5万円	112.5万円	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	補修	75万円	112.5万円	賃貸	37.5万円	75万円	中規模半壊世帯	二	建設・購入	75万円	75万円	補修	37.5万円	37.5万円	賃貸	18.75万円	18.75万円
全壊等	大規模半壊																																																																																																	
100万円	50万円																																																																																																	
建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																																																																																																
200万円	100万円	50万円																																																																																																
区分	①基礎支援金		②加算支援金		計 (①+②)																																																																																													
	(住宅の被害程度)		(住宅の再建方法)																																																																																															
複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																																													
	解体世帯		補修	100万円	200万円																																																																																													
	長期避難世帯		賃貸	50万円	150万円																																																																																													
大規模半壊世帯	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																																																													
			補修	100万円	150万円																																																																																													
			賃貸	50万円	100万円																																																																																													
	中規模半壊世帯	二	建設・購入	100万円	100万円																																																																																													
			補修	50万円	50万円																																																																																													
			賃貸	25万円	25万円																																																																																													
単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円																																																																																													
	解体世帯		補修	75万円	150万円																																																																																													
	長期避難世帯		賃貸	37.5万円	112.5万円																																																																																													
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円																																																																																													
			補修	75万円	112.5万円																																																																																													
			賃貸	37.5万円	75万円																																																																																													
中規模半壊世帯	二	建設・購入	75万円	75万円																																																																																														
		補修	37.5万円	37.5万円																																																																																														
		賃貸	18.75万円	18.75万円																																																																																														

旧

・噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯

【支援金支給の仕組み】



第11 就学に対する支援等

(略)

3 高等学校授業料減免措置

(略)

(3) 問合せ先

県、学校

4 奨学金制度の緊急採用

(1) 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学会の貸出(無利子)を緊急に受け・採用する。

(略)

(3) 問合せ先

高等学校又は専修学校(高等課程)の生徒:各学校、公益財団法人秋田県育英会

大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程)の学生・生徒:各学校、独立行政法人日本学生支援機構

5 児童扶養手当等の特別措置

(1) 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障がい者手当・障がい児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずる。

(2) 対象者

障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

(略)

第12 その他の生活支援

1 生活関連物資の安定的な確保

(略)

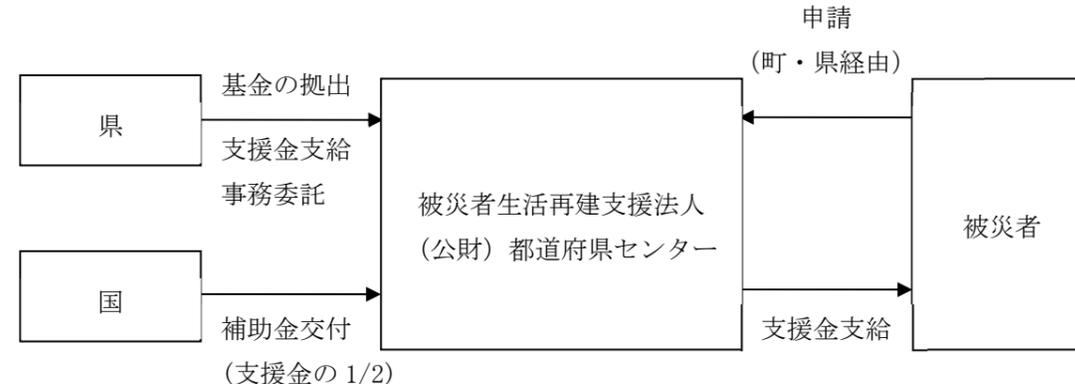
(3) 国への要請

県は、必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)及び国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)の発

新

・住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)

【支援金支給の仕組み】



第12 就学に対する支援等

(略)

3 高等学校授業料減免措置

(略)

(3) 問合せ先

県、町、学校

4 奨学金制度の緊急採用

(1) 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出(無利子)を緊急に受け・採用する。

(略)

(3) 問合せ先

高等学校又は専修学校(高等課程)の生徒:各学校、町、公益財団法人秋田県育英会

大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程)の学生・生徒:各学校、町、独立行政法人日本学生支援機構

5 児童扶養手当等の特別措置

(1) 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずる。

(2) 対象者

障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

(略)

第13 その他の生活支援

1 生活関連物資の安定的な確保

(略)

(3) 国への要請

県は、必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)及び国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)の発動

旧	新																				
<p>動を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 放送受信料の免除</b></p> <p>(1) 支援の内容</p> <p>災害により被害を受けた受診契約者に対して、一定期間NHK（日本放送協会）の放送受信料が免除される。</p> <p>免除に当たっては、日本放送協会が調査したうえで、免除の対象者が確定される。</p> <p>(略)</p> <p><b>第13 地震保険</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 義援金の受入れ及び配分に関する計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施機関</td> <td>町の主な担当課</td> <td>総務課、出納室</td> </tr> <tr> <td>町以外の機関等</td> <td>県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県町村長会、秋田県共同募金会、報道機関</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2 義援金の募集</b></p> <p>義援金の募集にあたっての、県や市町村などの取るべき必要な対応は以下のとおり。なお、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金の募集及び受付が実施されることがある。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 町の対応</p> <p>町の義援金に関する担当部署を出納室とし、次の対応を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6節 財政負担に関する計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施機関</td> <td>町の主な担当課</td> <td>総務課、出納室</td> </tr> <tr> <td>町以外の機関等</td> <td>県、国</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2 対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 国が負担又は補助する範囲（災対法第94条）</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 非常災害対策本部長、又は緊急対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災対法第95条）</p> <p>非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 起債の特例（災対法第102条）</b></p> <p>下記(1)、(2)の場合において、「災害対策基本法施行令」第43条に定める激甚災害に指定された場合、町はその発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定に係わらず地方債をもってその財源とすることができる。</p>	実施機関	町の主な担当課	総務課、出納室	町以外の機関等	県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県町村長会、秋田県共同募金会、報道機関	実施機関	町の主な担当課	総務課、出納室	町以外の機関等	県、国	<p>を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 放送受信料の免除</b></p> <p>(1) 支援の内容</p> <p>災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHK（日本放送協会）の放送受信料が免除される。</p> <p>免除に当たっては、日本放送協会が調査したうえで、免除の対象者が確定される。</p> <p>(略)</p> <p><b>第14 地震保険</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 義援金の受入れ及び配分に関する計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施機関</td> <td>町の主な担当課</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>町以外の機関等</td> <td>県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県町村長会、秋田県共同募金会、報道機関</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2 義援金の募集</b></p> <p>義援金の募集にあたっての、県や町などの取るべき必要な対応は以下のとおり。なお、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金の募集及び受付が実施されることがある。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 町の対応</p> <p>町の義援金に関する担当部署を総務課とし、次の対応を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6節 財政負担に関する計画</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施機関</td> <td>町の主な担当課</td> <td>総務課、<b>税務会計課</b></td> </tr> <tr> <td>町以外の機関等</td> <td>県、国</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2 対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 国が負担又は補助する範囲（災対法第94条）</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) <b>特定災害対策本部長</b>、非常災害対策本部長又は緊急<b>災害</b>対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災対法第95条）</p> <p><b>特定災害対策本部長</b>、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 起債の特例（災対法第102条）</b></p> <p>下記(1)、(2)の場合において、「災害対策基本法施行令」第43条に定める激甚災害に指定された場合、町はその発生した日の属する年度<b>及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度</b>に限り地方財政法第5条の規定に係わらず地方債をもってその財源とすることができる。</p>	実施機関	町の主な担当課	総務課	町以外の機関等	県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県町村長会、秋田県共同募金会、報道機関	実施機関	町の主な担当課	総務課、 <b>税務会計課</b>	町以外の機関等	県、国
実施機関		町の主な担当課	総務課、出納室																		
	町以外の機関等	県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県町村長会、秋田県共同募金会、報道機関																			
実施機関	町の主な担当課	総務課、出納室																			
	町以外の機関等	県、国																			
実施機関	町の主な担当課	総務課																			
	町以外の機関等	県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県町村長会、秋田県共同募金会、報道機関																			
実施機関	町の主な担当課	総務課、 <b>税務会計課</b>																			
	町以外の機関等	県、国																			

旧	新																																						
<p>(略)</p> <p><b>第7節 激甚災害の指定</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 基本的な考え方</b></p> <p>町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚災害法」という。)による「激甚災害」又は「局地激甚災害」の指定が受けられるよう措置し、復興事業を迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 激甚災害に対する援助措置</b></p> <p><b>1 激甚災害法に基づく主要な適用措置(激甚災害指定基準による指定：本激)</b></p> <p>激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第2章：第3条、第4条)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">財政援助を受ける事業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 公共土木施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>② 河川等災害復旧助成事業</td></tr> <tr><td>③ 河川等災害関連事業</td></tr> <tr><td>④ 河川等災害特定関連事業</td></tr> <tr><td>⑤ 河川等災害関連特別対策事業</td></tr> <tr><td>⑥ 特定小川災害関連環境再生事業</td></tr> <tr><td>⑦ 公立学校施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑧ 公営住宅災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑨ 生活保護施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑩ 児童福祉施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑪ 老人福祉施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑫ 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑬ 知的障がい者援護施設・授産施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑭ 婦人保護施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑮ 感染症予防施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑯ 感染症予防事業</td></tr> <tr><td>⑰ 堆積土砂排除事業</td></tr> <tr><td>⑱ 湛水排除事業</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	財政援助を受ける事業等	① 公共土木施設災害復旧事業	② 河川等災害復旧助成事業	③ 河川等災害関連事業	④ 河川等災害特定関連事業	⑤ 河川等災害関連特別対策事業	⑥ 特定小川災害関連環境再生事業	⑦ 公立学校施設災害復旧事業	⑧ 公営住宅災害復旧事業	⑨ 生活保護施設災害復旧事業	⑩ 児童福祉施設災害復旧事業	⑪ 老人福祉施設災害復旧事業	⑫ 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業	⑬ 知的障がい者援護施設・授産施設災害復旧事業	⑭ 婦人保護施設災害復旧事業	⑮ 感染症予防施設災害復旧事業	⑯ 感染症予防事業	⑰ 堆積土砂排除事業	⑱ 湛水排除事業	<p>(略)</p> <p><b>第7節 激甚災害の指定</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 基本的な考え方</b></p> <p>町は、<b>甚大な</b>災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚災害法」という。)による「激甚災害」又は「局地激甚災害」の指定が受けられるよう措置し、復興事業を迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 激甚災害に対する援助措置</b></p> <p><b>1 激甚災害法に基づく主要な適用措置(激甚災害指定基準による指定：本激)</b></p> <p>激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第2章：第3条、第4条)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">財政援助を受ける事業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 公共土木施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>② 河川等災害復旧助成事業</td></tr> <tr><td>③ 河川等災害関連事業</td></tr> <tr><td>④ 河川等災害特定関連事業</td></tr> <tr><td>⑤ 河川等災害関連特別対策事業</td></tr> <tr><td>⑥ 特定小川災害関連環境再生事業</td></tr> <tr><td>⑦ 公立学校施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑧ 公営住宅災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑨ 生活保護施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑩ 児童福祉施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑪ 老人福祉施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑫ 身体障<b>害</b>者更正援護施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑬ 知的障<b>害</b>者援護施設・授産施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑭ 婦人保護施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑮ 感染症予防施設災害復旧事業</td></tr> <tr><td>⑯ 感染症予防事業</td></tr> <tr><td>⑰ 堆積土砂排除事業</td></tr> <tr><td>⑱ 湛水排除事業</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	財政援助を受ける事業等	① 公共土木施設災害復旧事業	② 河川等災害復旧助成事業	③ 河川等災害関連事業	④ 河川等災害特定関連事業	⑤ 河川等災害関連特別対策事業	⑥ 特定小川災害関連環境再生事業	⑦ 公立学校施設災害復旧事業	⑧ 公営住宅災害復旧事業	⑨ 生活保護施設災害復旧事業	⑩ 児童福祉施設災害復旧事業	⑪ 老人福祉施設災害復旧事業	⑫ 身体障 <b>害</b> 者更正援護施設災害復旧事業	⑬ 知的障 <b>害</b> 者援護施設・授産施設災害復旧事業	⑭ 婦人保護施設災害復旧事業	⑮ 感染症予防施設災害復旧事業	⑯ 感染症予防事業	⑰ 堆積土砂排除事業	⑱ 湛水排除事業
財政援助を受ける事業等																																							
① 公共土木施設災害復旧事業																																							
② 河川等災害復旧助成事業																																							
③ 河川等災害関連事業																																							
④ 河川等災害特定関連事業																																							
⑤ 河川等災害関連特別対策事業																																							
⑥ 特定小川災害関連環境再生事業																																							
⑦ 公立学校施設災害復旧事業																																							
⑧ 公営住宅災害復旧事業																																							
⑨ 生活保護施設災害復旧事業																																							
⑩ 児童福祉施設災害復旧事業																																							
⑪ 老人福祉施設災害復旧事業																																							
⑫ 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業																																							
⑬ 知的障がい者援護施設・授産施設災害復旧事業																																							
⑭ 婦人保護施設災害復旧事業																																							
⑮ 感染症予防施設災害復旧事業																																							
⑯ 感染症予防事業																																							
⑰ 堆積土砂排除事業																																							
⑱ 湛水排除事業																																							
財政援助を受ける事業等																																							
① 公共土木施設災害復旧事業																																							
② 河川等災害復旧助成事業																																							
③ 河川等災害関連事業																																							
④ 河川等災害特定関連事業																																							
⑤ 河川等災害関連特別対策事業																																							
⑥ 特定小川災害関連環境再生事業																																							
⑦ 公立学校施設災害復旧事業																																							
⑧ 公営住宅災害復旧事業																																							
⑨ 生活保護施設災害復旧事業																																							
⑩ 児童福祉施設災害復旧事業																																							
⑪ 老人福祉施設災害復旧事業																																							
⑫ 身体障 <b>害</b> 者更正援護施設災害復旧事業																																							
⑬ 知的障 <b>害</b> 者援護施設・授産施設災害復旧事業																																							
⑭ 婦人保護施設災害復旧事業																																							
⑮ 感染症予防施設災害復旧事業																																							
⑯ 感染症予防事業																																							
⑰ 堆積土砂排除事業																																							
⑱ 湛水排除事業																																							